

証券コード 6174

平成 28 年 6 月 13 日

株 主 各 位

徳 島 市 問 屋 町 4 8 番 地
株 式 会 社 デ ン タ ス
代 表 取 締 役 島 文 男

第 20 期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第 20 期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成 28 年 6 月 27 日（月曜日）午後 6 時までに到着するようにご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成 28 年 6 月 28 日（火曜日） 午後 1 時
2. 場 所 徳島市問屋町 60 番地
協同組合徳島繊維卸団地会館 3 階ホール

3. 会議の目的事項

報 告 事 項 第 20 期（平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで）事業報告の内容報告の件

決 議 事 項

第 1 号議案 第 20 期（平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで）計算書類承認の件

第 2 号議案 定款一部変更の件

以 上

- ~~~~~
1. 株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.dentas.jp/>）に掲載させていただきます。
 2. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

事業報告

平成 27 年 4 月 1 日から
平成 28 年 3 月 31 日まで

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国の経済は、政府による経済政策を背景として企業業績や雇用状況が改善され、引き続き緩やかな回復基調が続きました。しかしながら、長引く消費税増税の影響に加え、実質賃金の伸び悩み等から、個人消費に足踏み感が出てきており、加えて中国経済をはじめとした不安定な海外経済の動向も懸念され、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社が事業を営む歯科技工業界においては、引き続き高齢化の進行に伴う歯科治療や義歯作成のニーズの増加に加え、平成 26 年 4 月からの CAD/CAM 冠（3D 造形ユニットを使用して製造する被せ物）保険適用の部分的開始も追い風となり、デジタル化による高品質・低価格な歯科技工物の需要は、今後も急速に高まっていくものと考えられます。こうした事業環境のもと、当社は営業体制の増強を推進し、3D プリンターを初めとするデジタル歯科技工の普及に努めました。

以上の結果、売上高につきましては、791,002 千円（前年同期比 5.3% 増）と前事業年度より増加しましたが、当初予定していた人材確保と販売体制確立に遅れが生じ、営業損失は 144,249 千円（前期は営業損失 25,255 千円）、経常損失は 117,655 千円（前期は経常利益 12,661 千円）、当期純損失は 118,869 千円（前期は当期純利益 11,532 千円）となりました。

(2) 設備投資の状況

当期中の設備投資総額は 32,413 千円であり、主なものは次のとおりであります。

①建物附属設備	3,585 千円
②機械装置	24,651 千円
③器具及び備品	4,071 千円

(3) 対処すべき課題

当社は、高い商品開発力を持ち、歯科技工士の技工作業の効率を高めることで、歯科技工士の労働時間短縮を図り、石膏を極力使用しないシステムによる作業環境の改善によって、歯科技工士の付加価値を高めてまいりたいと考えております。近年CAD/CAM装置の発達により、歯科技工業界も労働集約型の産業から装置産業への進化が加速するものと考えます。このため、当社が対処すべき当面の課題としては、1. 従来の技工工程の見直し、2. 人材確保及び人材育成、3. 歯科技工物の製造・販売ネットワークの拡大、4. 最先端医療機器の更なる開発・提供、5. 業務体質の改善及び資金調達手段の多様化、6. ISO 13485の取得に向けた人材の採用と設備投資があげられます。

(4) 財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分	第 17 期 平成 25 年 3 月期	第 18 期 平成 26 年 3 月期	第 19 期 平成 27 年 3 月期	第 20 期 平成 28 年 3 月期
売 上 高	492,942	527,820	751,270	791,002
経 常 利 益 または経常 損失 (△)	△21,951	△22,346	12,661	△117,655
当期純利益 または当期 純損失 (△)	△53,208	△11,753	11,532	△118,869
1 株当たり 当期純利益 または 1 株 当たり当期 純損失 (△)	△37 円 52 銭	△82 円 14 銭	73 円 50 銭	△487 円 26 銭
総 資 産	121,247	171,911	301,678	396,504
純 資 産	△190,285	△59,238	41,193	74,544

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により算出しております。
2. 当社は、平成 27 年 8 月 1 日付けで普通株式 1 株につき 100 株の株式分割を行なっております。第 17 期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して 1 株当たり当期純利益金額を算定しております。
3. 第 18 期において、以下の第三者割当増資を行っております。
- | | | | |
|------------------|------------|------|------------|
| 平成 25 年 8 月 31 日 | 普通株式 20 株 | 発行総額 | 6,000 千円 |
| 平成 26 年 3 月 31 日 | 普通株式 456 株 | 発行総額 | 136,800 千円 |
4. 第 19 期において、以下の第三者割当増資を行っております。
- | | | | |
|-------------------|------------|------|-----------|
| 平成 26 年 11 月 28 日 | 普通株式 200 株 | 発行総額 | 60,000 千円 |
| 平成 26 年 11 月 28 日 | 普通株式 50 株 | 発行総額 | 10,000 千円 |

平成 26 年 12 月 15 日 普通株式 33 株 発行総額 9,900 千円

平成 27 年 3 月 28 日 普通株式 30 株 発行総額 9,000 千円

5. 第 20 期において、以下の第三者割当増資を行っております。

平成 27 年 7 月 25 日 普通株式 135 株 発行総額 40,500 千円

6. 第 20 期において、以下の特定投資家私募による増資を行っております。

平成 27 年 10 月 16 日 普通株式 39,200 株 発行総額 111,720 千円

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

1. 親会社

該当事項ありません。

2. 子会社

名称	所在地	出資比率	主要な事業内容
F・ソリューションズ株式会社	徳島県 徳島市	100.0%	歯科技工物の販売業
Cebu Dentas International, Inc.	フィリピン 共和国ラプ ラプ市	99.6%	歯科技工用データの加工
有限会社 マリンデンタル	神奈川県 横浜市	100.0%	歯科技工業

(6) 主要な事業内容

区 分	事 業 内 容
歯科技工物製造の請負	3D積層レジンプリンタによる歯科技工物の製造請負
歯科用機械器具の販売	歯科技工用CAD/CAM機器、3Dプリンターの販売
歯科用品の製造販売	歯科医療用品の製造及び販売

(7) 主要な営業所及び工場

名 称	所 在 地
本 社	徳島県徳島市問屋町 48 番地
徳島プリントセンター	徳島県徳島市雑賀町西開 24-68
東 京 本 部	東京都品川区北品川 5-5-15 大崎ブライトコア 4F 401 号

(8) 使用人の状況

使用人数 68 名（前事業年度末比 5 名増）

平均年齢 41.5 歳

平均勤続年数 3.0 年

(9) 主要な借入先

借入先	借入金残高（千円）
徳島信用金庫	78,671
株式会社商工組合中央金庫	29,186
株式会社徳島銀行	17,669
株式会社メイnteィース	12,892
株式会社日本政策金融公庫	6,955

(10) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 882,800 株

(2) 発行済株式の総数 280,900 株

(3) 当事業年度末の株主数 140 名

(4) 上位 10 名の株主

株主名	持株数	持株比率
とくしま市場創造 1 号投資事業有限責任組合	94,500 株	33.64%
島文男	34,100 株	12.13%
柳下技研株式会社	20,000 株	7.11%
株式会社ギコウ	19,200 株	6.83%
両国劇場株式会社	6,500 株	2.31%
山田喜三郎	6,000 株	2.13%
株式会社アソインターナショナル	5,900 株	2.10%
富田製薬株式会社	4,500 株	1.60%
長江勇樹	4,000 株	1.42%
泊健一	3,500 株	1.24%
福田典彦	3,500 株	1.24%

3. 当社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名称	第1回新株予約権	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権
新株予約権の数	55 個	1, 500 個	2, 500 個
保有人数 当社取締役	1 名	2 名	1 名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式 5, 500 株	普通株式 150, 000 株	普通株式 250, 000 株
新株予約権の発行価額	無償	無償	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1 株当たり 3, 000 円	1 株当たり 3, 000 円	1 株当たり 3, 000 円
新株予約権の行使期間	平成 24 年 8 月 30 日から 平成 29 年 8 月 29 日まで	平成 28 年 12 月 6 日から平成 31 年 12 月 5 日 まで	平成 29 年 6 月 26 日から平成 37 年 6 月 24 日 まで
新株予約権の主な行使条件	1. 新株予約権発行時において当社の取締役、従業員であったものは、新株予約権の行使時においても、当社、当社子会社または関係会社の取締役、従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合として当社取締役会が認めた場合はこの限りではない。 2. 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。 3. 新株予約権発行時において社外協力者であった者は、新株予約権の行使時においても当社との間で良好に関係が継続していることを要する。また、社外協力者は、新株予約権の行使に先立ち、当該行使に係る新株予約権の数及び行使の時期について当社取締役会の承認を要するものとする。 4. その他の条件については、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。	同左	同左

(2) 当事業年度中に当社使用人、子会社役員及び使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 当社の会社役員に関する事項

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
島 文 男	代 表 取 締 役	Cebu Dentas International, Inc.取締役
田 中 明 美	専 務 取 締 役	株式会社 MARS DENTEX 取締役 Cebu Dentas International, Inc.取締役
金 沢 崇	取 締 役	株式会社日本テクノロジーベンチャーパートナーズ取締役 株式会社ファミリーブックス代表取締役 株式会社アプロサイエンス取締役 シンセラ・テクノロジー株式会社取締役 株式会社アイ・ピー・エス・フーズ取締役 ギガヘルツテクノロジー株式会社取締役 マセマテック株式会社取締役 株式会社アキブホールディングス監査役 ナイトライド・セミコンダクター株式会社監査役 株式会社ユビキタス・ビジネステクノロジー監査役 株式会社今治デパート監査役 フューチャー・デザイン・コンサルティング株式会社 代表取締役
松 本 卓 也	取 締 役	岡山大学大学院医歯薬学総合研究科生体材料学分野 教授
福 井 巧	監 査 役	
工 藤 誠 介	監 査 役	税理士法人ひまわり会計事務所代表社員 株式会社ひまわりコンサルティング代表取締役 有限会社コバンヤ代表取締役 ニホンフラッシュ株式会社監査役 株式会社ユーセイ・ホールディングス取締役 シティ・ハウジング株式会社監査役 株式会社旭木工監査役 株式会社インスマート監査役

- (注) 1. 取締役金沢崇氏および松本卓也氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役工藤誠介氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役工藤誠介氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役山田孝二氏と曽我雄作氏は任期満了により平成27年6月25日開催の第19回定時株主総会終結の時をもって取締役を退任しております。

(2) 当事業年度に係る役員の報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額	摘要
取締役	5 名	42,400 千円	うち社外取締役 2 名 1,110 千円
監査役	2 名	3,960 千円	うち社外監査役 1 名 1,060 千円
計	7 名	46,360 千円	

5. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の活動状況

区 分	氏名	主な活動状況
取締役	金 沢 崇	当事業年度開催の取締役会のうち、9割に出席し、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見を活かし経営全般にわたり、適宜発言を行っております。
取締役	松 本 卓 也	当事業年度開催の取締役会のうち、9割に出席し、大学教授としての見地から、必要に応じ当社の事業に関し助言を行っております。
監査役	工 藤 誠 介	当事業年度開催の全ての取締役会に出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第 423 条第 1 項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法 425 条第 1 項に定める金額の合計額としております。

以上

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	198,206	流 動 負 債	219,850
現 金 及 び 預 金	48,281	買 掛 金	88,010
売 掛 金	110,262	一 年 内 返 済 予 定 長 期 借 入 金	31,422
商 品	22,077	一 年 内 返 済 予 定 社 債	2,000
仕 掛 品	1,288	短 期 借 入 金	20,000
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	9,145	リ ー ス 債 務	777
前 渡 金	3,652	未 払 金	55,565
前 払 費 用	3,081	未 払 法 人 税 等	1,561
そ の 他	8,954	前 受 金	4,442
貸 倒 引 当 金	△8,535	預 り 金	4,046
固 定 資 産	198,297	未 払 費 用	12
有 形 固 定 資 産	116,014	そ の 他	12,012
建 物	23,317	固 定 負 債	102,108
機 械 装 置	65,540	長 期 借 入 金	93,967
車 両 運 搬 具	0	リ ー ス 債 務	1,620
工 具 、 器 具 及 び 備 品	9,435	繰 延 税 金 負 債	171
土 地	15,500	資 産 除 去 債 務	2,303
リ ー ス 資 産	2,220	そ の 他	4,046
無 形 固 定 資 産	162		
ソ フ ト ウ ェ ア	87	負 債 合 計	321,959
そ の 他	74	純 資 産 の 部	
投 資 そ の 他 の 資 産	82,120	株 主 資 本	74,544
長 期 貸 付 金	18,299	資 本 金	221,960
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	65,521	資 本 剰 余 金	191,960
関 係 会 社 株 式	8,730	資 本 準 備 金	191,960
出 資 金	40	利 益 剰 余 金	△339,375
長 期 前 払 費 用	2,028	そ の 他 利 益 剰 余 金	△339,375
そ の 他	5,801	繰 越 利 益 剰 余 金	△339,375
貸 倒 引 当 金	△18,299		
		純 資 産 合 計	74,544
資 産 合 計	396,504	負 債 純 資 産 合 計	396,504

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自平成27年4月1日至平成28年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		
商 品 売 上 高	451,745	
製 品 売 上 高	339,257	791,002
売 上 原 価		
商 品 売 上 原 価	307,306	
製 品 売 上 原 価	299,005	606,312
売 上 総 利 益		184,690
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		328,939
営 業 損 失		△144,249
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	577	
会 費 収 入	3,216	
補 助 金 収 入	11,850	
そ の 他	16,522	32,166
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	4,288	
社 債 利 息	60	
そ の 他	1,224	5,572
経 常 損 失		△117,655
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	0	
固 定 資 産 廃 棄 損	0	0
税 引 前 当 期 純 損 失		△117,655
法人税、住民税及び事業税	1,153	
法 人 税 等 調 整 額	59	1,213
当 期 純 損 失		△118,869

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自平成27年4月1日至平成28年3月31日)

(単位:千円)

	株 主 資 本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金		
				繰越利益 剰余金	合計		
当 期 首 残 高	145,850	115,850	115,850	△ 220,506	△ 220,506	41,193	41,193
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行	76,110	76,110	76,110			152,220	152,220
当 期 純 利 益				△ 118,869	△ 118,869	△ 118,869	△ 118,869
当 期 変 動 額 合 計	76,110	76,110	76,110	△ 118,869	△ 118,869	33,350	33,350
当 期 末 残 高	221,960	191,960	191,960	△ 339,375	△ 339,375	74,544	74,544

(注)記載金額は、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準および評価方法

関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

②たな卸資産の評価基準および評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商品、原材料、仕掛品

総平均法

貯蔵品

最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物

8年～26年

機械装置及び運搬具

2年～7年

工具器具備品

5年～8年

②無形固定資産

定額法を採用しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

①消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産

現金及び預金	23,648 千円
建物	16,142 千円
建物附属設備	3,033 千円
計	42,824 千円

②担保に係る債務

一年内返済予定の長期借入金	10,260 千円
長期借入金	44,587 千円
計	54,847 千円

上記の他、連結子会社である F・ソリューションズ株式会社の金融機関からの借入金に対して、当社の現金及び預金 20,000 千円を担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 129,133 千円

減価償却累計額には減損損失累計額が含まれております。

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権 15,608 千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

商品売上高	8,617 千円
製品売上高	85,500 千円
外注加工費	15,616 千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末における発行済株式の種類及び株式数

株式の種類	当事業年度期首 の株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末の 株式数 (株)
普 通 株 式	178,700	102,200	—	280,900
A 種 優 先 株 式	25,000	—	25,000	—
B 種 優 先 株 式	13,000	—	13,000	—
C 種 優 先 株 式	4,000	—	4,000	—
合 計	220,700	102,200	42,000	280,900

当社は、平成27年8月1日付けで普通株式1株につき100株の株式分割を行なっております。株式数は当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して記載しております。

(変動事由の概要)

株式の増減数の内訳は、次のとおりであります。

- ① 普通株式の増加102,200株の内訳は、優先株式からの転換による増加49,500株、第三者割当による増加13,500株及び特定投資家私募による増加39,200株であります。
- ② A種種類株式の減少25,000株は、普通株式への転換によるものであります。
なお、当該種類株式に係る転換後の普通株式数は、25,000株であります。
- ③ B種種類株式の減少13,000株は、普通株式への転換によるものであります。
なお、当該種類株式に係る転換後の普通株式数は、19,500株であります。
- ④ C種種類株式の減少4,000株は、普通株式への転換によるものであります。
なお、当該種類株式に係る転換後の普通株式数は、5,000株であります。

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成 28 年 3 月 31 日)
繰延税金資産	
商品評価損	286 千円
製品評価損	436 千円
材料評価損	41 千円
貸倒引当金	8,193 千円
繰越欠損金	78,267 千円
その他	2,324 千円
繰延税金資産小計	89,550 千円
評価性引当額	△89,550 千円
繰延税金資産合計	—
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	171 千円
繰延税金負債合計	171 千円
繰延税金負債の純額	171 千円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 15 号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成 28 年法律第 13 号)が平成 28 年 3 月 29 日に国会で成立し、平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の 32.06%から、平成 28 年 4 月 1 日に開始する事業年度及び平成 29 年 4 月 1 日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等について 30.69%に、平成 30 年 4 月 1 日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については 30.46%となります。この税率変更による影響は軽微であります。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、主に銀行等金融機関からの借入により資金調達しております。なお、デリバティブ等の投機的な取引は行っておりません。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は1年以内の支払期日であります。社債及び借入金については、主に営業取引に必要な資金の調達を目的としたものであります。

③金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権である売掛金については、経常的に発生しており、担当者が所定の手続きに従い、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、主要取引先の信用状況をモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

借入金等については、各金融機関の借入金利の一覧表を作成し、金利状況をモニタリングしております。営業債務及び借入金は、資金計画表を作成する等の方法により資金管理を行っております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

買掛金及び未払金については、月次単位で資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成 28 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

(単位：千円)

項目	貸借対照表 計上額	時価	差額
① 現金及び預金	48,281	48,281	-
② 売掛金	110,262		
貸倒引当金(※1)	△ 7,894		
	102,367	102,367	-
③ 長期貸付金	18,299		
貸倒引当金(※2)	△ 18,299		
④ 関係会社長期貸付金	65,521	65,521	-
資産計	216,170	216,170	-
① 買掛金	88,010	88,010	-
② 短期借入金	20,000	20,000	-
③ 未払金	55,565	55,565	-
④ 社債	2,000	2,000	-
⑤ 長期借入金(※3)	125,390	127,357	1,967
⑥ リース債務(※4)	2,397	2,349	△47
負債計	293,363	295,283	1,919

(※1) 売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(※2) 長期貸付金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(※3) 長期借入金には一年内返済予定の長期借入金を含めております。

(※4) リース債務には一年内返済予定のリース債務を含めております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法

資産

①現金及び預金、②売掛金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③長期貸付金

回収見込額等に基づいて貸倒引当金を算定しており、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似していると考えられることから、当該価額をもって時価としております。

④関係会社長期貸付金

関係会社長期貸付金については、個別に回収可能性を勘案し、回収見込額等に基づいて時価を算定しており、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

①買掛金、②短期借入金、③未払金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額により算定しております。

④社債

社債の時価については、元利金を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

⑤長期借入金、⑥リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入又は、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(千円)

区分	貸借対照表計上額
関係会社株式	8,730
出資金	40

関係会社株式及び出資金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、含めておりません。

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社等

種類	会社等の名称	議決権等の 所有（被所有）の割合 （％）	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 （千円） （注1）	科目	期末残高 （千円）
子会社	F・ソリューションズ 株式会社	（所有） 直接 100	歯科技工物の 製造販売	商品の販売 製品の 販売（注2）	8,617 85,500	売掛金	8,449
子会社	Cebu Dentas International, Inc.	（所有） 直接 99.6	比国での当社 製品の製造、 資金の援助 役員の兼任	製品の製造委託 （注2） 資金の援助（注3） —	15,616 33,360 —	— 関係会社 長期貸付金 立替金	— 65,521 5,730

（注）1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案し価格交渉の上で決定しております。

3. 資金の貸付は無利息としております。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は 氏名	議決権等の 所有（被所有）の割合 （％）	関連当事者との関係	取引の 内容	取引金額 （千円） （注1）	科目	期末残高 （千円） （注1）
役員及び その近親 者が議決 権の過半 数を所有 している 会社等	株式会社クエスト （注2）	—	商品の販売、 製品の製造委託及び 原材料の供給	商品の 仕入（注3）	133,390	買掛金	34,549
				原材料の 有償支給 （注3）	34,709	未収入金	1,137

（注）1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 当社代表取締役役島文男の近親者が議決権の100%を直接保有しております。

3. 取引条件及び取引条件の決定方針等

価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案し価格交渉の上で決定しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 265 円 38 銭

(2) 1株当たり当期純損失 (△) △ 487 円 26 銭

当社は、平成 27 年 8 月 1 日付で普通株式 1 株につき 100 株の株式分割を行っております。当事業年度の期首に株式分割が行われたと仮定して 1 株当たり当期純損失を計算しております。

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項ありません。

以上

監査役の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

私たち監査役は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監査役は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿及びこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

平成28年6月3日

株式会社デンタス

監 査 役 福 井 巧 ⑩

監 査 役 工 藤 誠 介 ⑩

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 第20期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類承認の件

会社法第438条第2項に基づき、当社第20期の計算書類のご承認をお願いするものであります。

議案の内容につきましては、添付書類（11頁から22頁まで）に記載のとおりであります。

取締役会といたしましては、第20期の計算書類が、法令および定款に従い、会社財産および損益の状況を正しく示しているものと判断しております。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更理由

- （1） 当社優先株式廃止に伴い、第2章 第9条を変更し、第3章、第4章、第5章及び第6章 第31条を削除するものであります。
- （2） （1）の変更に伴い、第6章以降の章番号、条番号を変更するものであります。
- （3） 効力発生日経過に伴い、附則を削除するものであります。

2. 変更内容

変更の内容は次のとおりであります。

現行定款	変更案
第2章 株 式	第2章 株 式
第9条 当会社は、株式の併合、分割又は無償割当てを行うときは、普通株式、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式の種類ごとに同時に同一割合でこれを行う。	第9条 当会社は、株式の併合、分割又は無償割当てを行うときは、同一割合でこれを行う。
第3章 A種優先株式	<削除>
（A種優先株主総会の決議事項）	
第10条 A種優先株式を有する株主	<削除>

(以下、「A種優先株主」という。)は、A種優先株主が決議すべき当会社の株主総会において、その保有するA種優先株式1株につき1個の議決権を有する。 2. 以下の各号に定める行為を行う場合には、あらかじめ種類株主総会における議決権の過半数の同意を得ることを要する。 (i) 定款の変更 (ii) 新株、新株予約権、新株予約権付社債及び社債の発行 (iii) 合併、株式交換、株式移転、会社分割、事業の全部若しくは重要な一部の譲渡又は事業の譲受 (iv) 資本減少又は解散 (v) 各事業年度における剰余金の配当に係る議案の承認 (vi) 自己株式の取得 (vii) 役員の選任及び解任 (viii) 役員の報酬等に係る議案の承認 (ix) A種優先株式と同一の権利又はA種優先株式に優先する権利をA種優先株式以外の株式に与えること	
(優先配当) 第11条 当会社は毎事業年度末日現在のA種優先株主またはA種優	<削除>

先株式の登録株式質権者（以下、「A 種優先登録株式質権者」という。）、B 種優先株式を有する株主（以下、「B 種優先株主」という。）または B 種優先株式の登録株式質権者（以下、「B 種優先登録株式質権者」という。）、および C 種優先株式を有する株主（以下、「C 種優先株主」という。）または C 種優先株式の登録株式質権者（以下、「C 種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、次のとおり剰余金（以下「優先配当」と総称し、個別に「各優先配当」という。）をいずれも同一の順位で配当する。 (i) A 種優先株式に対しては、1 株あたり年 10,000 円 (ii) B 種優先株式に対しては、1 株当たり年 10,000 円 (iii) C 種優先株式に対しては、1 株当たり年 10,000 円 2. ある事業年度において A 種優先株主または A 種優先登録株式質権者、B 種優先株主または B 種優先登録株式質権者、および C 種優先株主または C	
---	--

種優先登録株式質権者に対して行う剰余金の配当の額が優先配当の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。 3 優先配当に加え、更に配当を行う場合には、普通株主または普通登録株式質権者、A 種優先株主または A 種優先登録株式質権者、B 種優先株主または B 種優先登録株式質権者、および C 種優先株主または C 種優先登録株式質権者に対して、同順位にて配当する。この場合、優先配当に加え普通株式 1 株につき支払う配当にその時点における普通株式の交付比率を乗じた額の配当金を支払う。	
(残余財産の分配) 第 12 条 当会社の残余財産を分配するときは、A 種優先株主または A 種優先登録株式質権者に対し、B 種優先株主または B 種優先登録株式質権者および C 種優先株主または C 種優先登録株式質権者に対する分配が完了した後にさらに分配可能な残余財産がある場合は、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、A 種優先株式 1 株につき A 種優先株式払込金に相当する金額（但し、A 種優先株式につき、株式併合、株式分割、株式無償割当て、	<削除>

またはこれに類する事由があったときは、適切に調整される。)を支払う。 2. 前項による分配の後なお残余財産がある場合には、普通株主、A 種優先株主、B 種優先株主、およびC種優先株主に対し同順位にて分配する。この場合、A 種優先株主に対しては前項の分配額に加え、A 種優先株式 1 株につき、普通株式 1 株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産を分配する。	
(取得請求権) 第 13 条 A 種優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める取得を請求しうべき期間中、当該決議で定める取得の条件で、当会社が A 種優先株式を取得するのと引換えに当会社の普通株式を交付することを請求することができる。 2. 前項において交付する普通株式の当初の価額（以下、「A 種優先株式請求価額」という）は、A 種優先株式 1 株につき金 200,000 円とする。 3. 株式分割を行うときは、次式によって A 種優先株式請求価額を調整する。 A 種優先株式調整後請求価額＝ A 種優先株式調整前請求価額 ×	<削除>

株式分割前発行済株式数 株式分割後発行済株式数 4. 株式併合を行うときは、次式によって A 種優先株式請求価額を調整する。 A 種優先株式調整後請求価額 = A 種優先株式調整前請求価額 × 株式併合前発行済株式数 株式併合後発行済株式数 5. 株式の無償割当てを行うときは、次式によって A 種優先株式請求価額を調整する。 A 種優先株式調整後請求価額 = A 種優先株式調整前請求価額 × 株式無償割当て前発行済株式数 株式無償割当て後発行済株式数 6. 調整前の A 種優先株式請求価額を下回る金額をもって当会社の普通株式を発行又は自己株式を処分する場合、かかる発行又は処分における 1 株当たりの普通株式払込金額又は処分価額をもって調整後の A 種優先株式請求価額とする。 なお、調整後の A 種優先株式	
--	--

請求価額は、払込期日もしくは出資の履行をした日以降、又は株主割当日がある場合は、その日以降これを適用する。 7. 調整前のA種優先株式請求価額を下回る価額をもって当会社が取得するのと引換えに当会社の普通株式を交付することを請求することができる株式を発行する場合、かかる株式の払込期日（但し、払込期日がない場合は発行日）に、当該株式の普通株式交付請求価額をもって調整後のA種優先株式請求価額とする。調整後のA種優先株式請求価額は、払込期日（但し、払込期日がない場合は発行日）以降これを適用する。 8. 新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。）の行使により発行される普通株式1株当りの発行価額（会社法第236条第1項第3号及び会社法第238条第1項第3号の金額の合計。以下同じ。）が調整前のA種優先株式請求価額を下回ることになる新株予約権を発行する場合、かかる新株予約権の割当日に、発行される新株予約権全てが行使されたものとみなし、かかる交付される普通株式1株あたりの払込金額を、調整後のA種優先株式	
--	--

請求価額とする。調整後のA種優先株式請求価額は、新株予約権の割当日以降これを適用する。 9. 上記各項に掲げた事由によるほか、次の各号に該当する場合には、当会社はA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後のA種優先株式請求価額、適用の日およびその他必要な事項を通知した上、上記各項に準じてA種優先株式請求価額の調整を適切に行うものとする。 (i) 合併、株式交換、株式移転、会社分割、又は資本減少のためにA種優先株式請求価額の調整を必要とするとき。 (ii) 前(i)号のほか、当会社の発行済普通株式数（但し、当会社が保有する当会社の普通株式の数を除く。）の変更または変更の可能性を生じさせる事由の発生によってA種優先株式請求価額の調整を必要とするとき。 (iii) 第7項に定める株式の取得請求可能期間が終了したとき。 但し、当該株式全てが取得請求された場合を除く。	
---	--

(iv) 第8項に定める新株予約権の行使期間が終了したとき。 但し、当該新株予約権全てにつき行使請求が行われた場合を除く。 10. A種優先株式の取得請求権の行使により交付すべき当会社の普通株式の株式数は、A種優先株主が取得請求権の行使のために提出したA種優先株式の発行価額（但し、A種優先株式につき株式分割、株式併合、株式無償割当て又はこれに類する事由があった場合には適切に調整される。）の総額を、A種優先株式請求価額で除した数とする。但し、1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。 11. A種優先株式請求価額の調整に際して計算が必要な場合には、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。	
(取得条項) 第14条 当社は、A種優先株式の最初の発行の日以降、次のいずれかの事由が生じた場合には、取締役会で定める日をもって、A種優先株式の全部を一斉取得することが出来る。 (i) A種優先株式数の過半数を有するA種優先株主の書面による請求があった	<削除>

とき。 (ii) 取締役会が、証券取引所に普通株式を上場するために、その申請を行うことを決議したとき。 2. 前項の場合、A種優先株式の取得と引き換えにA種優先株主に対して交付べき普通株式数は、前条第10項に準じて計算されるものとする。	
第4章 B種優先株式 (B種優先株主総会の決議事項) 第15条 B種優先株主は、B種優先株主が決議すべき当会社の株主総会において、その保有するB種優先株式1株につき1個の議決権を有する。 2. 以下の各号に定める行為を行う場合には、あらかじめ種類株主総会における議決権の過半数の同意を得ることを要する。 (i) 定款の変更 (ii) 新株、新株予約権、新株予約権付社債及び社債の発行 (iii) 合併、株式交換、株式移転、会社分割、事業の全部若しくは重要な一部の譲渡又は事業の譲受 (iv) 資本減少又は解散 (v) 各事業年度における剰余金の配当に係る議案の承認 (vi) 自己株式の取得	<削除> <削除>

(vii) 役員の選任及び解任 (viii) 役員の報酬等に係る議案の承認 (ix) B種優先株式と同一の権利又はB種優先株式に優先する権利をB種優先株式以外の株式に与えること	
(優先配当) 第16条 B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対する優先配当を行うときは、第11条を準用する。	<削除>
(残余財産の分配) 第17条 当会社の残余財産を分配するときは、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対し、C種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対する分配が完了した後にさらに分配可能な残余財産がある場合は、普通株主または普通登録株式質権者、およびA種優先株主またはA種優先登録株式質権に先立ち、B種優先株式1株につきB種優先株式払込金に相当する金額（但し、B種優先株式につき、株式併合、株式分割、株式無償割当て、またはこれに類する事由があったときは、適切に調整される。）を支払う。 2. 前項による分配および第17条第1項による分配の後なお残余財産がある場合には、普	<削除>

通株主、A 種優先株主、B 種優先株主、およびC種優先株主に対し同順位にて分配する。この場合、B種優先株主に対しては前項の分配額に加え、B種優先株式1株につき、普通株式1株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産を分配する。	
(取得請求権) 第18条 B種優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める取得を請求しうべき期間中、当該決議で定める取得の条件で、当会社がB種優先株式を取得するのと引換えに当会社の普通株式を交付することを請求することができる。 2. 前項において交付する普通株式の当初の価額（以下、「B種優先株式請求価額」という）は、B種優先株式1株につき金250,000円とする。 3. 株式分割を行うときは、第13条第3項を準用する。 4. 株式併合を行うときは、第13条第4項を準用する。 5. 株式の無償割当てを行うときは、第13条第5項の式を準用する。 6. 調整前のB種優先株式請求価額を下回る金額をもって当会社の普通株式を発行又は自己株式を処分する場合、かかる発行又は処分における1株当	<削除>

7. 調整前のB種優先株式請求価額を下回る価額をもって当会社が取得するのと引換えに当会社の普通株式を交付することを請求することができる株式を発行する場合、かかる株式の払込期日（但し、払込期日がない場合は発行日）に、当該株式の普通株式交付請求価額をもって調整後のB種優先株式請求価額とする。調整後のB種優先株式請求価額は、払込期日（但し、払込期日がない場合は発行日）以降これを適用する。 8. 新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。）の行使により発行される普通株式1株当りの発行価額（会社法第236条第1項第3号及び会社法第238条第1項第3号の金額の合計。以下同じ。）が調整前のB種優先株式請求価額を下回ることになる新株予約権を発行する場合、かかる新株予約権の割当日に、発行される新株	7. 調整後のB種優先株式請求価額は、払込期日もしくは出資の履行をした日以降、又は株主割当日がある場合は、その日以降これを適用する。
---	---

予約権全てが行使されたものとみなし、かかる交付される普通株式1株あたりの払込金額を、調整後のB種優先株式請求価額とする。調整後のB種優先株式は、新株予約権の割当日以降これを適用する。 9. 上記各項に掲げた事由によるほか、次の各号に該当する場合には、当会社はB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後のB種優先株式請求価額、適用の日およびその他必要な事項を通知した上、上記各項に準じてB種優先株式請求価額の調整を適切に行うものとする。 (i) 合併、株式交換、株式移転、会社分割、又は資本減少のためにB種優先株式請求価額の調整を必要とするとき。 (ii) 前(i)号のほか、当会社の発行済普通株式数（但し、当会社が保有する当会社の普通株式の数を除く。）の変更または変更の可能性を生じさせる事由の発生によってB種優先株式請求価額の調整を必要とするとき。 (iii) 第7項に定める株式の取得請求可能期間が終了したとき。但し、当該株式	
---	--

全てが取得請求された場合を除く。 (iv) 第8項に定める新株予約権の行使期間が終了したとき。但し、当該新株予約権全てにつき行使請求が行われた場合を除く。 10. B種優先株式の取得請求権の行使により交付すべき当会社の普通株式の株式数は、B種優先株主が取得請求権の行使のために提出したB種優先株式の発行価額（但し、B種優先株式につき株式分割、株式併合、株式無償割当て又はこれに類する事由があった場合には適切に調整される。）の総額を、B種優先株式請求価額で除した数とする。但し、1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。 11. B種優先株式請求価額の調整に際して計算が必要な場合には、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。	
(取得条項) 第19条 当会社は、B種優先株式の最初の発行の日以降、次のいずれかの事由が生じた場合には、取締役会で定める日をもって、B種優先株式の全部を一斉取得することが出来る。 (i) B種優先株式数の過半数を有するB種優先株主の	<削除>

書面による請求があったとき。 (ii) 取締役会が、証券取引所に普通株式を上場するために、その申請を行うことを決議したとき。 2. 前項の場合、B種優先株式の取得と引き換えにB種優先株主に対して交付すべき普通株式数は、前条第10項に準じて計算されるものとする。	
第5章 C種優先株式 (C種優先株主総会の決議事項) 第20条 C種優先株主は、C種優先株主が決議すべき当社の株主総会において、その保有するC種優先株式1株につき1個の議決権を有する。 2. 以下の各号に定める行為を行う場合には、あらかじめ種類株主総会における議決権の過半数の同意を得ることを要する。 (i) 定款の変更 (ii) 新株、新株予約権、新株予約権付社債及び社債の発行 (iii) 合併、株式交換、株式移転、会社分割、事業の全部若しくは重要な一部の譲渡又は事業の譲受 (iv) 資本減少又は解散 (v) 各事業年度における剰余金の配当に係る議案の承認	<削除> <削除>

(vi) 自己株式の取得 (vii) 役員の選任及び解任 (viii) 役員の報酬等に係る議案の承認 (ix) C種優先株式と同一の権利又はC種優先株式に優先する権利をC種優先株式以外の株式に与えること	
(優先配当) 第21条 C種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対する優先配当を行うときは、第11条を準用する。	<削除>
(残余財産の分配) 第22条 当会社の残余財産を分配するときは、C種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者、およびB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に先立ち、C種優先株式1株につきC種優先株式払込金に相当する金額（但し、C種優先株式につき、株式併合、株式分割、株式無償割当て、またはこれに類する事由があったときは、適切に調整される。）を支払う。 2. 前項による分配、第22条第1項による分配、および第17条第1項による分配の後な	<削除>

お残余財産がある場合には、普通株主、A種優先株主、B種優先株主、およびC種優先株主に対し同順位にて分配する。この場合、C種優先株主に対しては前項の分配額に加え、C種優先株式1株につき、普通株式1株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産を分配する。	
(取得請求権) 第23条 C種優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める取得を請求しうべき期間中、当該決議で定める取得の条件で、当会社がC種優先株式を取得するのと引換えに当会社の普通株式を交付することを請求することができる。 2. 前項において交付する普通株式の当初の価額（以下、「C種優先株式請求価額」という）は、C種優先株式1株につき金250,000円とする。 3. 株式分割を行うときは、第13条第3項を準用する。 4. 株式併合を行うときは、第13条第4項を準用する。 5. 株式の無償割当てを行うときは、第13条第5項の式を準用する。 6. 調整前のC種優先株式請求価額を下回る金額をもって当会社の普通株式を発行又は自己株式を処分する場合、かかる	<削除>

発行又は処分における1株当たりの普通株式払込金額又は処分価額をもって調整後のC種優先株式請求価額とする。 なお、調整後のC種優先株式請求価額は、払込期日もしくは出資の履行をした日以降、又は株主割当日がある場合は、その日以降これを適用する。 7. 調整前のC種優先株式請求価額を下回る価額をもって当会社が取得するのと引換えに当会社の普通株式を交付することを請求することができる株式を発行する場合、かかる株式の払込期日（但し、払込期日がない場合は発行日）に、当該株式の普通株式交付請求価額をもって調整後のC種優先株式請求価額とする。 調整後のC種優先株式請求価額は、払込期日(但し、払込期日がない場合は発行日)以降これを適用する。 8. 新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。）の行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額（会社法第236条第1項第3号及び会社法第238条第1項第3号の金額の合計。以下同じ。）が調整前のC種優先株式請求価額を下回ることになる新株予約権を発行する場合、かかる新株予約権	
---	--

の割当日に、発行される新株予約権全てが行使されたものとみなし、かかる交付される普通株式1株あたりの払込金額を、調整後のC種優先株式請求価額とする。調整後のC種優先株式は、新株予約権の割当日以降これを適用する。 9. 上記各項に掲げた事由によるほか、次の各号に該当する場合には、当社はC種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後のC種優先株式請求価額、適用の日およびその他必要な事項を通知した上、上記各項に準じてC種優先株式請求価額の調整を適切に行うものとする。 (i) 合併、株式交換、株式移転、会社分割、又は資本減少のためにC種優先株式請求価額の調整を必要とするとき。 (ii) 前(i)号のほか、当社の発行済普通株式数(但し、当社が保有する当社の普通株式の数を除く。)の変更または変更の可能性を生じさせる事由の発生によってC種優先株式請求価額の調整を必要とするとき。 (iii) 第7項に定める株式の取得請求可能期間が終了し	
---	--

たとき。但し、当該株式全てが取得請求された場合を除く。 (iv) 第8項に定める新株予約権の行使期間が終了したとき。但し、当該新株予約権全てにつき行使請求が行われた場合を除く。 10. C種優先株式の取得請求権の行使により交付すべき当会社の普通株式の株式数は、C種優先株主が取得請求権の行使のために提出したC種優先株式の発行価額（但し、C種優先株式につき株式分割、株式併合、株式無償割当て又はこれに類する事由があった場合には適切に調整される。）の総額を、C種優先株式請求価額で除した数とする。但し、1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。 11. C種優先株式請求価額の調整に際して計算が必要な場合には、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。	
(取得条項) 第24条 当社は、C種優先株式の最初の発行の日以降、次のいずれかの事由が生じた場合には、取締役会で定める日をもって、C種優先株式の全部を一斉取得することが出来る。	<削除>

(i) C種優先株式数の過半数を有するC種優先株主の書面による請求があったとき。 (ii) 取締役会が、証券取引所に普通株式を上場するために、その申請を行うことを決議したとき。 2. 前項の場合、C種優先株式の取得と引き換えにC種優先株主に対して交付すべき普通株式数は、前条第10項に準じて計算されるものとする。	
第6章 株主総会	第3章 株主総会
第25条～第30条	第10条～第15条
第6章 株主総会 (種類株主総会) 第31条 第25条乃至第29条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。	第3章 株主総会 <削除>
第6章～第9章	第3章～第6章
第32条～第52条	第16条～第37条
附則 第1条 第5条の変更および第6条の新設ならびにそれに伴う条数の繰り下げの効力発生日は、平成27年8月1日とする。 なお、本附則は、効力発生日をもってこれを削除する。	<削除>

以上

This image shows a full page of white paper with horizontal dashed lines, typical of primary school handwriting practice paper. The lines are evenly spaced and run across the entire width of the page. There are no margins, text, or other markings present.

[illegible]